

○吉田 武美¹，内山 充¹

¹薬剤師認定制度認証機構

国の免許の受験資格が特定の教育課程修了者のみに与えられているのは薬剤師を含め医療職だけである。国がいかに医療とその教育の責務を重視しているかを示している。薬学6年制教育は、薬剤師界の長年の宿願として、薬学全体の積極的意志と関連分野や社会の支持を得て、教育制度と国家試験受験資格の法改正が行われたものである。我々は、法改正が「安全・安心な医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するために絶対に必要」と主張した。これは、薬学界の公に対する約束であり、求められる質の高い薬剤師の養成が大学教育の約束したゴールである。各大学は、そのゴールに向かって進む最大限の努力が求められ、世間はそのことに大きな期待を寄せている。期待されることは批判を受け、安易な途ではないが、我々はその途を選んだ。質の高い薬剤師とは、知識・能力に優れただけでなく、患者とともに考え、最適な選択をし、患者に喜ばれる思いやりのある薬剤師である。「健康の不安、生活環境の安心・安全に答えてくれる街の医療人、科学者」とも言え、そのゴールに向かう道は薬系大学での教育プログラムに大きな変革を強いるものである。現段階ではその意味づけや原則の認識には差があり課題が多い。大学教育では既存の知識・技術を豊富に教え込むのではなく、求められている薬剤師になる道程を自ら考えて選択して学び取る姿勢を身に付けさせるプログラムが欲しい。学習者には真に人と社会に役立つ、信頼される薬剤師になるのは自らの責任であることを自覚させる必要がある。大学教育に続く生涯に亘る自己研鑽のみが次の時代に薬剤師として生き残れる唯一の方策と言えるからである。